

水際措置の流れ

(輸出入差止申立て及び認定手続のフロー)

※不正競争防止法違反物品の差止申立てにあたっては、経産大臣の意見書又は認定書の提出が必須！

不正競争防止法違反物品

- ・周知表示混同商品 (第1号)
- ・著名表示冒用商品 (第2号)
- ・商品形態模倣商品 (第3号)
- ・営業秘密侵害品 (第10号)
- ・技術的制限手段無効化装置等 (第17号、第18号)

侵害の事実を探知

被侵害者から経産大臣への意見書又は認定書の申請

経産大臣から被侵害者への意見書又は認定書の交付

【輸入差止に係る意見書・認定書に関する条文】
 ※輸出についても関税法69条の4第1項後段に同様の条文が存在。不正競争差止請求権者は、
 ●当該貨物が1～3号又は17号・18号違反物品の場合
 →経済産業省令で定める事項についての**意見**を、
 ●当該貨物が10号違反物品の場合
 →不正使用行為により生じた物であること及び善意無重過失についての**認定**を、
経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に求め、その意見又は認定の内容が記載された書面を申立先税関長に提出しなければならない。(関税法69条の13第1項後段)

必要に応じ、経産大臣は学識経験者等から意見聴取

経産省

差止申立て

被侵害者から税関長への輸出/輸入差止申立て (認定手続を執ることの申立て)

【輸入差止申立てに関する条文】
 ※輸出についても関税法69条の4第1項後段に同様の条文が存在。不正競争差止請求権者は、営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、**政令で定めるところにより**、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。(関税法69条の13第1項前段)

必要に応じ、専門委員に意見照会

輸出/輸入差止申立て内容の公表 (営業秘密侵害品を除く)

輸出/輸入差止申立ての受理の公表 (税関ホームページ)

輸出/輸入差止申立ての受理

不受理

保留

税関

認定手続

輸出入申告

侵害疑義物品発見

認定手続開始通知 (被侵害者及び輸出/輸入者に対して、双方の氏名・住所等を相手方に通知)

税関長から輸出/輸入者に対し、争う意思がある場合には、10執務日以内にその旨を書面で提出すべき旨を併せて通知 (営業秘密侵害品を除く)

貨物点検

証拠・意見提出

必要に応じ、被侵害者に担保提供命令

輸出/輸入者が争う意思を示さない場合

輸出/輸入者が争う意思を示す場合

税関長から経産大臣への意見照会
 ・営業秘密侵害品→輸出/輸入者の求め又は必要に応じて
 ・上記以外の侵害物品→必要に応じて

経産大臣による当事者等に対する意見聴取

経産大臣による意見書の作成

経産省

税関長による侵害認定

非侵害と認定

輸出/輸入禁止 (没収等)

通関

税関

【注】
 ・(営業秘密侵害品のみ) 一定期間経過後、輸出/輸入者は担保を提供し、認定手続の取りやめを請求できる (通関解放制度)。
 ・輸出/輸入者は、認定手続中又は侵害認定後に、自発的処理 (廃棄等) をすることができる。